

新宿区学童クラブ障害児等利用要綱

平成 7年 1月 18日	6新福管第1619号区長決定
平成 9年 1月 20日	8新福管第1836号部長改正
平成12年 4月 1日	11新福児第2148号部長改正
平成16年 4月 1日	15新福児第3033号部長改正
平成17年 4月 1日	17新福子子支第1651号課長改正
平成19年 4月 2日	19新福子子支第 208号部長改正
平成19年12月14日	19新福子子支第1659号部長改正
平成20年 4月 1日	20新子サ事第 18号部長改正
平成23年 4月 1日	23新子総児第 108号部長改正
平成23年12月 1日	23新子総児第1079号部長改正
平成27年 1月22日	26新子総運第1364号部長改正
平成31年 3月29日	30新子総運第8370号所長改正
令和元年11月14日	31新子総運第6397号部長改正
令和 4年 3月15日	3新子支運第1749号部長改正
令和 5年 3月14日	4新子支運第1731号部長改正
令和06年06月21日	6新子支運第 553号部長改正
令和07年04月 1日	6新子支運第1684号部長改正

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区学童クラブ条例施行規則（平成12年新宿区規則第105号）第19条に基づき、心身に障害を有する者及び発達状況から見て特別に配慮する必要がある者（以下「障害児等」という。）の学童クラブの利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象障害児等)

第2条 学童クラブを利用できる障害児等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 新宿区学童クラブ条例第6条に規定する利用できる者の要件を満たしていること
- (2) 障害の程度が、おおむね別表（障害児等利用基準表）に定める範囲内であって、集団生活が可能と認められる者
- (3) 自ら学童クラブへ通うことが可能である者（保護者及び保護者が認めた者の付き添いが可能であるものを含む）

(障害児等利用審査会の設置)

第3条 障害児等の利用について審査し、学童クラブにおける適切な保護育成を実施するため、学童クラブ障害児等利用審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次の者をもって構成する。

- (1) 子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課長（以下「子育て支援課長」という。）
- (2) 子ども家庭部子ども総合センター子育て支援課児童館運営係長
- (3) 担当主査等
- (4) 当該学童クラブ巡回担当館長
- (5) 当該学童クラブ巡回担当職員

(6) その他子ども子育て支援課長が必要と認める者

3 審査会は、次のことを審査、協議する。

(1) 第2条に規定する利用の要件の審査

(2) 障害児等の保護育成に必要と思われる学童クラブの施設、設備及び職員の配置の必要の有無

(3) 利用開始後の指導等

4 審査会の開催方法は、次のとおりとする。

(1) 第1回審査会

子育て支援課長が招集し、会務を総理する。

(2) 第2回審査会以降

文書の回付をもって審査会とする。

ただし、子育て支援課長が必要と認めるときは、前号の規定によることができる。

(利用の承認・不承認の決定)

第4条 子育て支援課長は、新宿区学童クラブ条例施行規則（平成12年3月31日規則第105号）第5条に基づき利用の申請を行った学童クラブを利用しようとする障害児等及び新宿区学童クラブ条例（平成12年3月24日条例第31号）第7条に基づき利用の承認を受けた障害児等の利用の承認及び第9条に基づく不承認については、審査会の判定結果に基づき決定する。

(医療的管理の利用)

第5条 医療的管理を要する者のうち、その管理を学童クラブが行うことが必要な障害児等の利用の承認および不承認に関する手続きについては、別に定める。

2 前項の場合において、子育て支援課長は、医療的管理を要する者が利用できる学童クラブについて、その施設等の環境面等での状況に応じて、限定を加えることができる。

3 第1項に規定する医療的管理を要する者の利用は、原則として一の学童クラブにつき1名を上限とする。

4 医療的管理を要する者の保護者等が、医師、看護師、家族等が付き添うなどにより、当該管理を行うことができる場合は、前三項の規定を適用しない。

(利用の承認の取消)

第6条 新宿区学童クラブ条例第10条第1項第3号に基づき、利用を承認した障害児等が学童クラブの集団生活に適応できない時は、審査会の審査を経て、当該児童の利用を取り消すことができる。

(職員の配置)

第7条 子育て支援課長は、障害児等が利用する学童クラブに、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定めるところにより、職員を配置する。

(1) 障害児等が1名利用する場合

学童クラブに新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第1項の放課後児童支援員又は同条第2項に規定する補助員を1名配置する。

(2) 2名以上の障害児等が同一学童クラブを利用する場合

障害の程度、学童クラブの状況等に応じて、更に前号に規定する職員を必要数配置する。

(3) 医療的管理を要する者が学童クラブを利用する場合

医療的管理を行う看護師を1名配置する他、必要に応じ第1号の職員を配置する。

(保護者等との連絡)

第8条 職員は、障害児等のよりよい育成のために、保護者、学校及びその他の関係機関との連絡を密接に取り合い、適切な指導に努めるものとする。

(適用)

第9条 この要綱は、学童クラブ利用後に心身の障害等が判明した児童にも適用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成7年4月1日より施行する。ただし、要綱の規定中の入所手続き及び入所に必要な準備行為にかかる部分は、平成7年1月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月17日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成23年12月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月22日より施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、令和元年 11 月 15 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 3 月 15 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 21 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第2条関係）

障害児等利用基準表

項目 \ 状況		1	2	3	4	5
身体 の 状 況	視力	見えない。（視力障害の手帳を所持している。）		誘導や危険情報の提供をすれば移動ができる。	大活字、視野に配慮が必要	普通 (眼鏡 有・無)
	聴力	聞こえない。（聴力障害の手帳を所持している。）		補装具費対象の補聴器を使えば聞こえる。	大きな声なら聞こえる。 (補聴器 有・無)	普通 (補聴器 有・無)
	上肢	両手とも不自由で細かいことが出来ない。（上肢障害の手帳を所持している。）		一部介助又介助用具を使用すればできる。	細かい動作が難しい。	支障なし
	下肢	まったく又はほとんど歩けない。（下肢又は体幹機能障害の手帳を持っている。）		一部介助又介助用具を使用すればできる。	スムーズな移動が難しい。	支障なし
身 辺 自 立	食事	全面又はほとんどの介助が必要		一部介助又介助用具を使用すればできる。	時間はかかるが、どうにか一人でできる。	自立
	排泄	全面又はほとんどの介助が必要		一部介助又介助用具を使用すればできる。	時間はかかるが、どうにか一人で出来る。	自立
		おむつ使用	時間排泄又はストマ装着			
社 会 性 ・ コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 能 力	対人関係	全く又はほとんど成立しない。	トラブルになることが多い。	特定のひととならどうにか成立する。	成立するが多少問題がある。	普通
	集団参加	まったく参加しない。	トラブルになることが多い。	特定の小集団ならどうにか参加する。	声かけすれば参加する。	普通
	日本語による指示理解	ほとんど認められない。	的確でないが反応する。	どうにか指示に応じた反応が可能である。	指示は理解可能だが、多少問題がある。	普通
	ボディーランゲージ等	ほとんど認められない。	的確でないが反応する。	どうにか指示に応じた反応が可能である。	指示は理解可能だが、多少問題がある。	普通
	日本語による言語反応	反応しない。	言語表現はできないが伝えようとしている。	不明瞭だが、単語程度は話す。	言葉による反応はあるが、文章として不明瞭である。	普通
	ボディーランゲージ等	反応しない。	表現はできないが伝えようとしている。	単語程度なら理解する。	ほぼ分かるが、たまに不明になる。	普通
管 理 害・危険・自傷等の安全	危険認識	危険なことや危険な場所がわからない。館外に飛び出したり、高い所に登ったり、危険な行為を平気でおこなう。		危険な行為に対して声かけや注意で止まる、やめることができるが、状況や場面によっては声かけで行動がコントロールできない。	危険な行為を平気ですることはない。時に興味関心のあることに気が向くと他のことに注意が働かないことがある。	危険な行為はしない。

	注意力・多動	好きな遊びがない、興味関心が次々に変わる、注意や集中力が続かないため、落ちつきなく動きまわり、衝動的な行動が多く見られる。		集団遊びや活動に参加することができ、刺激に対してすぐ反応する。唐突な行動をとるなどの行為が見られる。	場面によって落ちつかない行動も見られるが、大人の言葉かけで行動をコントロールすることができる。	多動ではない。
	トラブルや怪我になることが多い。					
	他害	人に対し、押す・かむ・けるなどの行為やパニックを起こして物を投げるなど危険な状態になる。		人に対し、押す・かむ・けるなどの行為があるが、代替行動や場所を変えるなどクールダウンすれば、抑えることができる。		他害はなし
		日常的に常にある。	一日に、複数回ある。	職員が抱え込む等抑えることができる。	職員の注意の声掛け等で、抑えることができる。	
	自傷・異物誤飲	生命に危険な行為が多い。	日常的に危険な行為がある。	危険な自傷行為が時々（週1回程度）ある。	危険とまではいかないが月1回程度の自傷行為がある。	自傷はなし
医療的管理		痙攣発作等が頻繁に起こり生命に危険があり、常に目が離せず、医療機関との連携が常時必要な症状を有する。	痙攣発作等の可能性が高く、医師、看護師、家族等にしか認められていない処置をその場で施す必要がある症状を有する。	痙攣発作等の可能性が高く、医師、看護師、家族等にしか認められていない処置が必要であるが、救急車等による搬送対応できる症状である。（ただし、主治医による文書による承諾及び緊急搬送先の確保ができていない児童に限る。）	医療的管理が特になく、時間服薬の声かけでコントロールできている。（ただし、主治医による文書による承諾ができていない児童に限る。）	なし

備考1 太線の左側に該当する場合は1対1対応とする。

備考2 グレースケールの項目に該当する場合は、利用不可とする。

備考3 医療的管理のうち、二重枠線に囲まれた項目に関しては、別に定める基準により判断する。